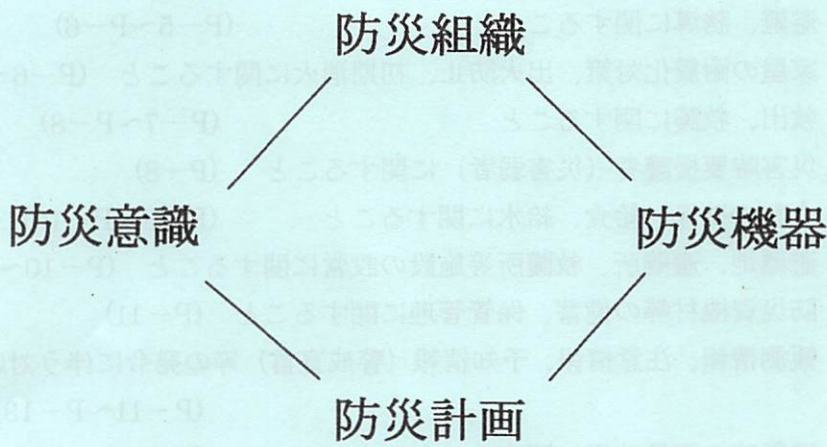


堂 林 防 災 計 画 書

(防災マニュアル)



静岡市 清水区

堂 林 自 治 会

堂林自主防災会

平成26年11月改訂

目 次

第1章	計画の主旨 (P-1)	第3章	計画の性格 (P-1)
第2章	計画の目的 (P-1)	第4章	計画の構成 (P-1)
第5章	計画の策定事項(P-2~P-16)		
第1節	防災組織の編成及び任務分担に関すること	(P-2)	
第2節	防災知識の普及、啓発に関すること	(P-2~P-3)	
第3節	災害危険の把握に関すること	(P-3 ~P-4)	
第4節	防災訓練の実施に関すること	(P-4~P-5)	
第5節	情報の収集、伝達に関すること	(P-5)	
第6節	避難、誘導に関すること	(P-5~P-6)	
第7節	家屋の耐震化対策、出火防止、初期消火に関すること	(P-6~P-7)	
第8節	救出、救護に関すること	(P-7~P-8)	
第9節	災害時要援護者(災害弱者)に関すること	(P-8)	
第10節	食料の確保、給食、給水に関すること	(P-8~P-10)	
第11節	避難地、避難所、救護所等施設の設定に関すること	(P-10~P-11)	
第12節	防災資機材等の備蓄、保管管理に関すること	(P-11)	
第13節	観測情報、注意情報、予知情報(警戒宣言)等の発令に伴う対応について	(P-11~P-13)	
第14節	発災時の要員確保に関すること	(P-13)	
第15節	地域内の学校、保育園等との連携に関すること	(P-13~P-14)	
第16節	自治会内の他の組織、団体との協力強化に関すること	(P-14)	
第17節	災害発生時の町内の保安、警戒、被害状況の把握、報告に関すること	(P14~P15)	
第18節	被災後の衛生管理、防疫、清掃処理、障害物の除去等に関すること	(P-15)	
第19節	災害支援のボランティア等との協調について	(P-15)	
第20節	堂林、災害対策本部(仮称)の設置に関すること	(P-16)	
第21節	その他(避難生活計画書等)	(P-16)	
第6章	計画策定により発生した課題と今後の取組について(P-16~P-17)		
第7章	堂林自治会 防災関連資料 (P-17~P20)		
別紙 1	一時避難場所並びに倉庫及び活動資機材装備品	(P-21)	
別紙 2	堂林自主防災会規約(P-22~P-23)	別紙 3	災害時の行動基準 (P-24)
別添	岡地区連合自主防災会 災害避難関連 (P-25~P-34)		
	1.災害被災者 避難生活計画書	(P-25~P-29)	
	2.災害対策本部組織図	(P-30)	
	3.災害被災者 避難所自治会 会則及び組織図	(P-31~P-34)	

堂林自主防災会防災計画書

第1章 計画の主旨

この計画書は、予想される大地震、その他の災害の発生時に於ける堂林自治会及び自主防災会の活動の基本方針、組織の構成、区及び防災関係機関との連携、堂林住民がそれぞれ果たすべき役割を明示したもので堂林自主防災会規約第9条の定めにより策定する。

第2章 計画の目的

東海地方は、近い将来大地震が発生する恐れがあり、その規模はマグニチュード9クラスの超巨大地震で、静岡市全域は震度6以上の激しい地震動に襲われるものとみられている。予想される被害は、地震動による直接被害、津波、火災による被害に加え、現代社会の都市化、交通の複そう等、災害拡大要因が増大している状況において、未曾有の災害となる恐れがある。

これらに対処するため、堂林自主防災会は、大地震その他の災害の発生時に迅速かつ能率的に防災活動を行い、人的及び物的被害の発生・拡大を防止することを目的とする。

第3章 計画の性格

1. この計画は、堂林自主防災会に関わる防災計画について定めるものである。
2. この計画は、堂林町内に居住する住民等が総力をあげて地震対策等防災に取り組むための基本となるものである。
3. この計画は、定期的に検討を加え、状況に応じ、見直しを行うものである。

第4章 計画の構成

この計画は、次の四対策により構成される。

1. 平常時の訓練、広報教育、危険地域の把握、災害予防対策
2. 警戒宣言が発せられてから地震等発生までの間に行うべき対策
3. 災害が発生した場合の対応策
4. 被災後の生活維持、避難所管理等の対策

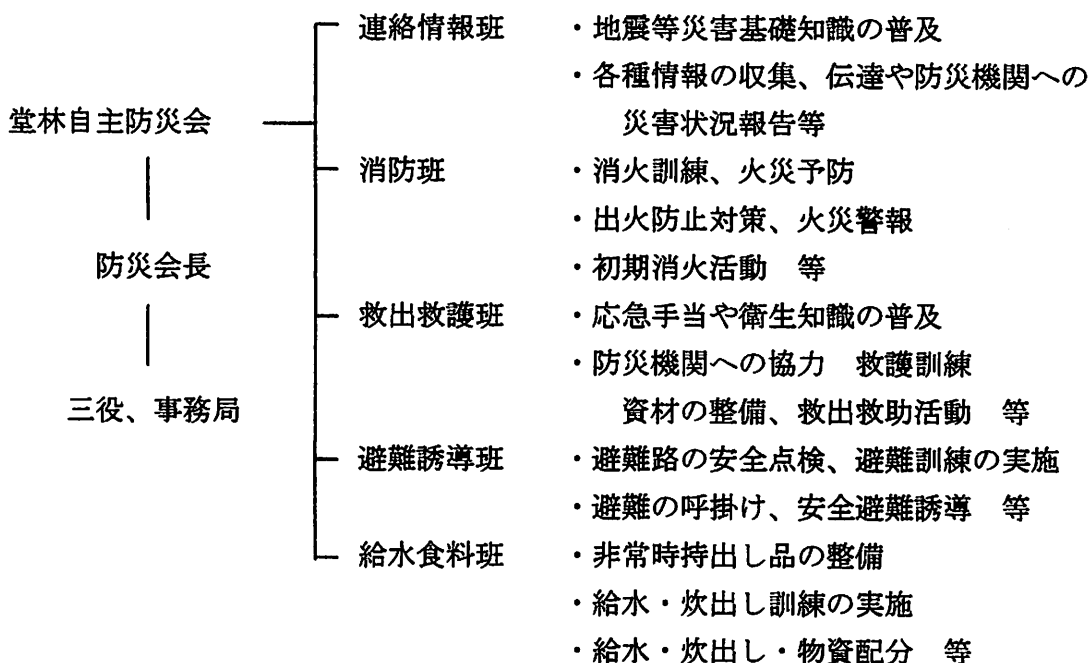
第5章 計画の策定事項

第1節 防災組織の編成及び任務分担に関すること

堂林自主防災組織は、堂林自治会が防災活動を行う為に組織されたもので自治会の助成によって運営される。

災害発生時の必要諸活動を迅速、且つ効果的に行うため、下記の組織構成と任務分担を定め、各班の果たす役割を明確にする。

堂林自治会 町内区分け 6区 町内 24組
会長（防災総本部長）



- (1) 会長の選任、任務は、堂林自主防災会規約第5条1, 2、第6条1に定める。
- (2) 会長以外の役員、事務局、防災委員は、会員により構成される。
- (3) それらの任務は、第6条2~5による。
- (4) 班務については、三役、事務局員を含め重複することも可とし、各班副本部長を定めるも有事を想定し、複数名を担当させる。
- (5) 各班、要員不足の場合には、堂林の自治会員に協力を要請し、担当させる。

第2節 防災知識の普及、啓発に関すること

堂林住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を図る。

1. 普及事項

- (1) 町内防災組織、防災計画の伝達
- (2) 建物の耐震及び不燃化等防災対策思想の普及徹底を推進し、被害の軽減を図る。
- (3) 周辺環境に応ずる防災知識、災害対応力を養う災害図上訓練の実施
- (4) 各家庭における防災上の留意事項
- (5) その他

2. 普及の方法

- (1) 広報紙の配布、防災新聞の配布
- (2) 座談会、講演会、研修会等の開催
- (3) 災害図上訓練
- (4) その他

3. 実施の時期

- (1) 防災関係の諸行事が行われるとき。
- (2) その他必要に応じ随時行う。

第3節 災害危険の把握に関すること

堂林における危険物の貯蔵所、取扱所等、危険個所の現状を把握して災害時における対応策を明確にする。

通学路、緊急避難路等における老朽化したブロック塀等を調査、把握し災害の発生と発災時における被害の拡大防止を図るものとする。

1. 施設等の現状把握

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所（屋内、屋外）、貯蔵タンク（屋内、屋外、地下、簡易、移動）取扱所（給油、第1種販売、第2種販売、移送、一般）
- (2) 通勤通学路、緊急避難路に面した老朽化したブロック塀、石垣等、危険個所の把握

(3) 液状化が予想される地帯、河川の出水、津波高潮災害の予想地域

2. 対策

- (1) 災害図上訓練を地区毎に実施し防災マップ(地震想定マップ)を作成する。
- (2) 避難マニュアルの整備を図る。
- (3) 防災関係機関との連携を図り、危険物、危険場所に起因する災害予防体制の確立、被害拡大防止と保安意識の高揚を図ると共に2次災害の発生防止に努める。

第4節 防災訓練の実施に関すること

災害の発生に備え、情報の収集伝達、避難誘導、初期消火、応急救護等が迅速、且つ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

1. 訓練の種類

- (1) 情報の伝達、伝達訓練、被害の確認、怪我人の有無等の報告訓練
- (2) 避難、誘導訓練
- (3) 出火防止、初期火災に対する消火訓練
- (4) 救出、救護訓練
- (5) 炊飯、配給、給水訓練
- (6) テント村の設営、簡易トイレ組立て等の訓練
- (7) その他

2. 訓練の時期、及び回数

- (1) 実施の時期は、原則として防災関係諸行事が行われる時期とする。
- (2) 訓練の回数は、原則として年1～2回とするが必要に応じ、随時実施する。

3. 訓練の参加者、訓練の方法

- (1) 堂林住民、地域内企業に勤務する者、通学する者、居住外国人、その他参加を希望する者

(2) 訓練方法は、堂林自主防災会の定める訓練実施要綱に拠る。

第5節 情報の収集、伝達に関すること

地震予知発令に伴う風評の防止と、災害発生時の被害状況等を正確且つ迅速に把握し適切な応急処置を取る為、情報の収集、伝達を次により行う。

1. 情報班の班員は、堂林町内の人的、物的被害の状況を収集し、異常の有無に拘わらず状況を災害対策本部へ報告すると共に、災害対策本部や防災機関、テレビ、ラジオの情報を収集し必要と認める情報を堂林自治会員に周知させる。
2. 収集の方法、総合的情報は防災機関の発する情報システムの活用と、携帯型テレビ、ラジオ等により収集し、町内においては、自主防災会委員、堂林住民等の協力を得て、被害状況を収集する。
3. 伝達については、大規模災害が発生した場合、通信、交通の途絶等の悪条件が重なる事を考慮し、バイク、自転車などの確保、簡易無線機、トランシーバー、ハンドマイク、メガホン等を保有する。
4. 堂林自治会員のアマチュア無線家の方の協力を頂き、岡地区無線協会との連携をとり通信手段の確保に努める。

第6節 避難、誘導に関すること

大規模地震による火災、津波、高潮、大雨や洪水、土砂被害等により自治会員の生命に危険が生じ、または生じる恐れがある時は、次に拠り避難を行う。

1. 避難、誘導の指示

災害対策本部長（市長）からの避難命令、勧告等が発令されたとき、または堂林自主防災会長が必要と認めるときは、避難誘導班に対し、避難の指示を行う。指示が無くても自治会員が自ら危険と感じた時は、自主的に避難する。

2. 避難路、避難地、避難所の選定と安全確認

避難誘導班は、避難路、避難場所を点検し最も安全な経路の選定を行うと共に、災害弱者を優先し、避難時混乱防止及び円滑な避難が出来る様に努める。

3. 津波警戒、緊急避難体制の確立

- (1) 津波、高潮、洪水による災害の未然防止、被害の軽減を図るため、危険区域の実態と把握と監視体制の確立に努める。
- (2) 緊急的避難の出来る堅牢な建物、避難ビルを選定し協力を要請する。

4. 非常連絡手段の構築

非常時に備え、堂林自治会は手段を模索し、町内放送やハンドマイクの整備、保有に努める。また隣組、近隣は互助の精神を更に高める。

5. 災害弱者に対する対応

避難、誘導に際し、乳幼児、身体障害者、傷病者、高齢者等災害弱者には特別な配慮や対策を講ずる必要がある。この項に対しては、第9節に定める

第7節 家屋の耐震化対策、出火防止、初期消火に関すること

この項に於いては、地震等災害発生時の対策として家屋の耐震化を図るとともに出火防止対策と初期の火災に対する消火活動を迅速に行い、人的、物的損害の防止を図る。

1. 建物の耐震診断を受けると共に、耐震化を極力実施することを推める。
2. 出火防止対策

家庭に於いては、次事項を重点において点検、整備を 行い出火防止の徹底を図る。尚推進するため訓練、啓蒙を図る。

- (1) 火気使用周辺の整理整頓、器具の整備
- (2) 油脂類の保管の状況
- (3) 消火器、消火布、消火機材の状況と使用方法の習得
- (4) 出入り口の確保、非常時避難通路の確保
- (5) その他、危険個所や発災時のガス、電気などの状況の把握

3. 住宅防火対策の推進

火災は住民の大切な家屋、財産を焼失させ人命を危機にさらす為住宅用防災機器の設置の推進、防災製品の使用についての指導を行う。

4. 初期消火活動について

堂林自主防災会、及び堂林自治会員は、町内または隣接区域にて火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い初期消火に努める。火災発生の場合速やかに消防署または防災関係機関に連絡し応援を求める。

第8節 救出、救護に関すること

災害発生時に於いて最重点、最優先に取り組むべき事柄は人命救助である。地震、風水害等により救出、救護を要する者が生じた場合には、直ちに必要措置を行う。この場合、現場付近の者はこの活動に積極的に協力する。

1. 救出、救助

- (1) 発災時に火災で火中に取り残された者や倒壊家屋等からの救出、救助については二次災害の発生に留意し慎重にことを運ぶ必要がある。
- (2) 人命救助に関しては緊急を要するも、極力単独行動を避け、大声を出し、付近の人達に協力を求める、尚、自主防災役員は任務分担に拘わらずすべての者が協力する。
- (3) 人命救助に必要な資機材を取り揃え、日頃から訓練、機器の整備を行い、緊急時に備え技術の習得に努める。

2. 救護、保護

- (1) 災害発生時、負傷者が医者の手当てを必要と判断された時は速やかに最寄りの医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所へ搬送する。
- (2) 緊急を要する負傷者の場合、応急の手当てとして止血処理、副木処理をする、その為日頃から三角巾による応急救護講習等で技術の習得に努めると共に救急救命の講習会等に積極的に参加して資格、技術の取得につとめる。
- (3) 医療関係団体と協力してのトリアージ（医療優先制度判定）などの実践的訓練に参加して、緊急時の対応に備える。
- (4) 軽傷を負った者については、家庭または自主防災会であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処理する。介護を要する者は救護所または救護病院に搬送する。

- (5) 救護者の救護所への搬送は自主防災会が行い、救護病院等への搬送は消防機関等によるものとするが、消防機関等によりがたい時は自主防災会が行う。
- (6) 町内で事前に調査した医師や看護資格者等の医療関係者による支援を受ける。

第9節 災害時要援護者（災害弱者）に関すること

警報発令時や災害が発生した時、身体障害者、傷病者、一人暮らしや寝たきりの高齢者、外国人などは災害発生時に自らの力では必要な情報を得ることや、他の人に伝えること、必要な避難行動を起こすことが困難であり、また災害の犠牲になるおそれが非常に高いことから特別な対策を講ずる必要がある。

1. 災害時要援護者とは、乳幼児、学童、身体、心身障害者、傷病者、一人住まいや寝たきりの高齢者、日本語がわからない外国人、その他情報の伝達や避難等に他の人の支援を必要とする人等を災害時要援護者または災害弱者という。
2. プライバシー保護には十分考慮した上で、災害時要援護者の存在の把握に努めるものとする。堂林自治会及び自主防災会は知り得た情報の機密に努める。
3. 広報活動や情報の提供、安否の確認等は市防災機関や福祉事務所と協議して、連絡の体制や方法等を整備するものとする。
4. 広報等は福祉ボランティア、民生委員等の協力を得て行うことが望ましく、近隣は常日頃から声掛け運動等で親交を深めることが望ましい。
5. 避難、誘導等は災害弱者最優先に行い、避難地、避難所での安住場所を確保するものとする。
6. 社会福祉施設等が近くに在れば、協定等により避難場所として確保したい。

第10節 食料の確保、給食、給水等に関すること

大規模災害直後の堂林自主防災会が取組まなければならないことは非常に多岐に渡るが、その中でも重要な事項は、避難して来た被災、避難者に対する食事、飲料水の確保と配給である。そして、まずは堂林自治会、各家庭で備蓄した食糧、飲料水に頼らざるを得ない。

提供された食糧、物資の配給、配分については、絶対に不公平があってはならない。

1. 食糧の確保

- (1) 災害発生時に他地域からの支援は早急には望めない。各家庭で最低一人3食、出来れば7日分の食糧の確保(缶パン、缶詰等の非常食)が好ましい。
- (2) 堂林自治会は備蓄食糧(水、アルファーマイ、カロリーメイト)300食を用意してあるものの住民人数分の非常食の備蓄は、物理的に難しい。行政保管の非常食(アルファーマイ 9,500食、乾パン 9,500食 2014年7月現在 岡小保管)については市側の指示により提出される。

2. 食糧の供給

- (1) 大規模災害発生により物資の流通機能麻痺等、食糧の確保が困難、又は住家の被害、ライフラインの麻痺により自宅での炊飯が不可能になり、日常の食事に支障がある者には「災害救助法」が発令されれば食料の供給が行われる。(災害救助法適用外の場合 被災状況により市長の責任において対策が実施される。)
- (2) 実施内容、(給食の対象者、給食品目、提供の方法、実施期間、調達、輸送の方法)については、静岡市地域防災計画、一般対策編に拠り実施される。罹災者に対する応急炊出し、配給については、堂林自治会、堂林自主防災会等により行う。尚、堂林自主防災会が保管している備蓄食糧は、必要に応じ供給する。

3. 飲料水の確保

- (1) 飲料水の最低必要量は、1人1日3リットル。各家庭で在住人数分の確保が望ましい。
地区連合、堂林自治会にて多量飲料水の確保は、難しい為、平成26年4月に、岡小グラウンドの東南場所に10,000人に3日分の耐震性貯水槽が作られた。尚、堂林自治会は、飲料水500mL 300本を用意している。
- (2) 水道断水時の飲料水の供給は、岡小設置の貯水槽、行政、自衛隊等による給水車 給水容器による搬送給水、あるいは汚染のすくない井戸、貯水槽等を水源とし、濾水消毒したものを供給するなど現状に応じた適切な方法により実施する。尚自己努力によって飲料水を確保する住民に対しては衛生上の注意を広報する。

4. 生活用水について

災害により上水道、下水道等に被害があり使用不能となった場合には、河川の流水貯水、雨水を有効に利用するものとするが、行政の指示に協力し、また

衛生管理に留意するものとする。

5. その他生活必需品について

非常時持出品として各家庭に確保を推進するも、品目、量に限度がある、生活必需品を入手できない被災者には、互いに融通しあつて急場をしのぎ、あとは行政の支援を仰ぐものとする。

(1) 非常持出品

発災時の避難に際し、リュック等で背負い、両手が使える状態で、軽く機敏に行動出来ることが望ましい。

各自、各家庭で必要品順位を検討し、各人数分の個数に分ける等が良い。

(2) 非常時備蓄品

罹災後に救援が来るまでの24時間、1~7日の間生活出来る最低限度の飲料水、食料、治療中の医薬品、常備薬、日用品等を備蓄し、

「防災新聞、防災パンフ」等を参考に、各家庭の人数に応じた数量の備蓄が必要、備蓄場所は、罹災後すぐに取り出せる所が良い。

第11節 避難地、避難所、救護所等 施設の設営に関すること

地震等による大規模震災が発生し、又は発生の恐れのある場合には避難地の指定、避難所、救護所の設営が求められる。

1. 広域避難地

地震等発生後、市街地の火災等から避難者の生命の安全確保が可能な場所で、援護、情報活動等の拠点として機能し得る場所。避難距離2~3km空地面積は、10ha以上 当地区の場合は、船越小、船越堤公園となる。

2. 一時避難地

広域避難地までの中継的位置に設置し、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達を行うと共に、防災倉庫、救護所等を設置し、町内における救護活動の中心となる場所。避難距離が1km以内であること。1人2m² 50名以上収容可能な場所、堂林の場合、2中、西高、堂林こども広場。ただし、学校の校庭は、大雨等の場合に遊水池としての機能を持たせているので、この点も考慮しておかなければならない。

3. 避難所

災害により居住場所を確保できなくなった者を収容し、且つ、救護、応急対策等の活動を行う為の拠点となる屋内施設。被害が甚大で屋内施設に収容出来ない等の場合

は、屋外において、堂林自治会所有のテント、自家用自動車による一時的な避難生活（屋外避難生活）を行う場合もあり得る。

尚、避難所において日常生活を送ることが困難と認められる高齢者、障害者等には、特別な配慮が必要である。

(1) 当地区の屋外施設：西高、桜が丘高、岡小、二中、岡生涯学習交流館

(2) 上記以外で屋外避難生活の可能な場所：桜が丘公園、月見公園、各町内公園等

4. 救護所

救護所の設置は行政が行い、地震等の被害が発生した場合、医師会等の協力を得て、あらかじめ指定した場所に設置する。

当地区の場合：桜が丘高校、第二中学校の二か所に設置される。

5. 避難所、救護所の運営

行政は、収容を必要とする被災者の救護のために避難所、救護所を設置し、円滑な避難生活が行われる様に、避難所、救護所となる学校施設等の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保する為の措置をする。自主防災会は設営及び運用に全面的に協力する。

第12節 防災資機材等の備蓄、保管管理に関すること

1. 保有防災資機材

(1) 防災訓練用資機材 (2) 災害対策本部設営資機材 (3) 情報収集伝達用資機材 (4) 避難、誘導用資機材 (5) 食料配給、給水用資機材 (6) 避難所の設営、運用資機材等が必要であり、これらに付随する消耗品も多岐に亘り必要である。資機材明細については後述する。

2. 保管、管理については自主防災会が定期的に、点検、整備、作動テスト等を行い非常時に備える。

3. 防災資機材の調達について

堂林自主防災会の保有する資機材の調達資金については、堂林自治会に配慮をお願いする。市からの助成金が有る場合、これを活用する。

4. 防災資機材保管倉庫への出入り口施錠の鍵については、複数の責任ある者が所持、管理し、非常の時に迅速に対応出来る体制をとる。

第13節 調査情報、注意情報、予知情報（警戒宣言）等の発令に伴う対応について

1. 地震調査情報

観測調査された現象が巨大地震等の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないことがわかった場合に発表される情報。

- (1) 堂林自治会員は、地元のテレビ、ラジオ等の情報に注意し、風評、デマに惑わされず平常通りの生活を維持する。念の為に家の中や非常持出し品の再点検をする。
- (2) 堂林自主防災会は、この時点では特別な行動は起こさず、平常時から、可能な防災対策を着実に実施させる必要がある。

2. 地震注意情報

観測調査された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。

- (1) 堂林自治会員は、地元のテレビ、ラジオ等の情報に注意し、冷静に行動する。念の為に家の中の家具類の固定状況の確認、備蓄食料、飲料水の確認、タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスに飛散防止フィルムを張るなど、落下防止、破壊防止の安全を講ずる。
- (2) 堂林自主防災会組織は、行動可能な委員を招集し、備蓄の防災資機材の点検、整備作動テスト等を行い、不足の消耗品、ガソリン等の油脂類の調達をする。また、正確な情報を堂林住民に伝える。

3. 地震予知情報（警戒宣言）

地震発生のおそれがあると判断した場合に発表される情報。

- (1) 堂林自治会員は、地元のテレビ、ラジオ、同報無線等による正確な情報を得て、流言飛語に惑わされずに冷静に行動する。消火器の確認、水の汲み置き等の出火防止策を行い、自己の家屋の耐震強度が不十分な場合には、自ら付近の安全な空き地等に避難する。
- (2) 堂林自主防災組織は、自治会長を長として「堂林防災対策本部（仮名）」を立ち上げ、あらかじめ策定してある防災計画書による活動を開始する。
- (3) 警戒宣言発令後の対応（項目毎の詳細は前述による）
 - イ. 区域内の官公庁、学校、民間事業所の防災組織と連携をとり、堂林における総合的な防災活動を展開する。
 - ロ. 情報の収集、伝達。情報が全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - ハ. 初期消火の準備。

- ニ. 防災用資機材等の点検。必要箇所に配備。担当要員を配置する。
- ホ. 各家庭内防災対策の徹底の呼掛けをする。
- ヘ. 津波等避難対象地域からの避難、災害弱者、耐震強度の不十分な家屋からの自主的な避難を開始する。
- ト. 屋外一時避難場所の設営。天幕、テント、ブルーシート等の必要資材の準備。
- チ. 組立式簡易便所の組立て、設置準備。
- リ. 炊出し、給水等の準備。食料、飲料水の確保。
- ヌ. 社会秩序の維持。流言飛語の防止。物資買占めの防止、自家用車の不要不急使用の自粛。救急以外の病院、診療所での外来の受診の自粛。

第14節 発災時の要員確保に関すること

警戒宣言発令時や、大災害が発生した時、自主防災会の活動は多数の人の協力が必要となるが、現状ではその要員の確保は相当な困難が予想される。

まず、堂林自主防災会は、堂林の防災、救助行動を優先して行い、その後地区の自主防災会の行動に協力する。

「先ず、自分の家族、次に近隣、町内、それから地区」が必然的行動となる。

堂林自治会役員及び自治会員は、常に在宅とは限らず留守もある。有職者も多くおり、まして堂林自主防災会委員にも高齢者も多く、このような堂林自治会の現状は厳しく、今後は、若年層、女性の取り込みと組織の活性化、機動力の強化に努めなければならない。

第15節 地域内の学校、保育所、幼稚園等との連携に関すること

当岡地区には、県立清水西高等学校、市立清水桜が丘高等学校、市立清水第二中学校、市立清水岡小学校、市立清水川原保育所、清水聖母保育園、梅花幼稚園の4学校、3幼保園が有る。

警戒宣言の発令、または突発的な災害が昼間の就学時に発生した場合、各校（園）長は「学校等防災計画」に従い、必要な措置をとることになっている。

緊急時の園児、児童及び、生徒の避難下校については、校（園）長の要請により、教職員、保護者を監督者、指導員として配置し集団下校等の安

全措置をとる。地域住民、自主防災会も安全避難路、下校路を確保しこれに協力する。学校等の施設を、緊急時に一時避難地、避難所等として用いる場合には管理者たる校（園）長と協議し、円滑な運営を行う。

校（園）長は、教育の一環として防災教育を行う。災害発生を想定し、地域防災会と連携した訓練をおこない防災意識を高める。

必要に応じ、学校（園）、清水区総務防災課、地域自治会、自主防災会との連絡会議を開催し情報交換を行う。

第16節 地域自治会内の他の組織、団体との協力強化に関すること

地域には主体となる連合自治会、連合自治会の助成に拠り活動している諸団体組織（連合自主防災会、地区婦人部、地区体育会、子供会、育成協議会、交通安全会、青少年育成推進会、地区老人会等）及び消防八分団など存在する。

これらの自治会関連組織との連絡を密にして、防災訓練、防災意識の高揚等により、防災力を強め、警戒宣言発令時及び災害発生時の組織的活動体制を確立しなければならない。尚必要に応じ、随時、各会等と連絡会を開催する。

『防災会が災害を防ぐ』ではありません。非常時には、地域の全組織、地域住民、老若男女で動ける者全員が防災会員であると言う意識を持ち、助け合わなければならない。

第17節 災害発生時の堂林自治会の保安、警戒、被害状況の把握、報告に関すること

1. 堂林の保安、警備

注意情報の発表や警戒宣言の発令の際は、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が予想される。

情報に関する流言飛語。帰宅自動車等による道路交通の混乱。電話の複そうや避難による混乱。買占め、売り惜しみ。買い出し、旅行者等の混乱等々。

これらの混乱を鎮め、住民の心身の安定を図り、的確な防災対策が促進される様、警察、防災関係機関の要請と支援を受け、自主防災会も民心安定に協力する。

大規模被害の発生時、その後の混乱期には、社会秩序も乱れ、集団不法行為や暴利行為の横行に対する警戒活動への協力。避難の際の施錠、夜間の一人歩きの防止などの治安対策に必要な広報活動へ協力する。

2. 被害状況の把握、警告

被害状況の調査は、行政の調査担当職員に協力し、迅速かつ正確に実施する。被害による怪我人等の状況と人数、家屋の損害状況と戸数、行方不明者の所在の確認、屋内避難所状況、屋外テント生活人数、車中泊人数、その他の避難場所の収容者数等の調査を重複しないように行い、災害対策本部に報告を行う。

第18節 被災後の衛生管理、防疫 清掃処理 障害の除去等に関すること (堂林自治会及び地域に関して)

1. 衛生管理等に関すること

住民及び自主防災組織は、町内全体や避難所（被害者の収容施設）等を清潔な生活環境として維持するために、周辺環境の保全、伝染病の発生の予防、仮設便所、し尿処理、生活ごみの処理等発生する多くの問題を、行政担当者や災害対策本部等の指示を得て、速やかに解決するべく協力する。

避難所廃棄物の処理は、入所者、自主防災が役割分担を決めこれにあたる。

仮設便所、し尿処理について、施設内のトイレは原則として使用出来ない為、屋外に仮設便所が必要となる、仮設便所が使用可能となるまでの間に備え、し尿凝結処理剤及び組立て式ポータブルトイレの購入等の確保が必要である。

仮設便所の設置は行政が、組立て作業への協力やトイレの清掃や管理は、町内住民、自主防災会が行う。トイレの件は避難所等における緊急、最重要な課題であることを認識して対応しなければならない。

尚、清水西校には平成25年に簡易トイレ10台設置された。

2. 障害物の除去

被災家屋が半壊や屋内散乱等で、日常生活に支障が発生した独居高齢者は自力での障害物除去などが出来ない。この場合防災関係機関等に支援を求め、町内住民、自主防災組織も協力して、これらの除去にあたる。

災損廃棄物の応急処理、避難所などの廃棄物（生活ゴミ）の処理は災害対策本部の指示に従い、それぞれが役割分担を決めてこれにあたる。

第19節 災害支援のボランティア等との協調について

大規模災害が発生した場合には、地元の警察、消防、その他防災関係機関だけでは対処出来ない。この場合、行政の支援要請により他の地域から、

自衛隊、救援隊が来てくれる。避難所生活や被災地の後片付けは、災害ボランティアの協力なくしては成り立たない。

特に、遠方からの支援ボランティアに対して感謝の気持ちを持って接し、我々はその行動に甘える事なく、災害復旧活動に取り組まなければならない。

堂林自主防災会は、被害者の要請や希望する支援内容を調整し、地区、市の災害対策本部、又は市災害ボランティア本部、支部に支援を求める。

又、被害が軽微で、日常生活に支障の無い者は、自主的ボランティアに参加し互助の精神をもって被害者の救援に取り組んでほしい。

第20節 堂林災害対策本部（仮称）の設置に関すること

大規模な災害が発生した時は速やかに、災害対策本部（仮称）を堂林自治会を主体として設置し堂林自治会長が対策本部長となり、防災会、その他自治会傘下の全組織を統括し、救護、復旧等を行うものとする。

堂林災害対策本部の組織図は、7章5に定める。

第21節 その他（避難生活計画書等）

警戒宣言発令による事前避難、災害発生後の避難所生活（主として屋内）を円滑に行う為に 岡地区連合自主防災会作成の「避難生活計画書」及び、「避難所自治会」を準用する。

この避難生活計画書の内容は、屋内避難生活、屋外避難生活、縁故避難生活の三分区とし避難生活に必要な資機材の準備、確保及び避難所の管理、運営並びに避難所臨時自治会の設置等についても定める。

第6章 計画策定により発生した課題と今後の取組について

今後、第3章 3. に記した様に、定期的に検討し、状況に応じた見直しを行い、有事の際に、緊急且つ実践的に活動が出来る計画としなければならない。

1. 災害発生時、堂林自主防災会に招集出来る要員について

発災直後には、災害対策本部は、要員不足で、機能し得ない事が想定され、自主防災会以外の、町内各部会等より本部要員を招集する必要がある。

考えられる為、組長会議等で、事前に有事の際の協力依頼を行う。

2. 堂林自主防災会が備蓄している、資機材、食料について

資機材については、別紙明細参照、食料については、保存水、カロリーメイト、アルファ米を各々300食分保管している。

保管場所は、堂林自治会館1階。

上記備蓄品等に関しては、どの位の量が有れば適正かが、検討を要する処であり、又これらについては、保管場所、及ぶ資金が必要であることより、年度後半及び、新年度スタート時に検討すること。

3. 緊急時の非常招集等に関する事

緊急時の堂林自治会役員、防災会役員及び防災委員等の招集は次により行う。

- (1) 堂林自治会連絡網、堂林自主防災会連絡網等を使う。不可の場合、情報を知った時点で堂林自治会館に集合する。
- (2) 岡地区自主防災会への集合は、発災直後 堂林内の活動を優先に行い、落ち着いた時点で堂林地区担当者は、岡地区自主防災会に集合する。
- (3) 堂林対策本部の陣営は、自治会が主体となり、自主防災会委員は、実働部隊と認知されたい。

第7章 堂林自治会 防災関連資料

1. 堂林人員構成 : 年齢別 男女別

平成26年6月30日現在 区役所住民台帳

人口(人)	男	女	世帯数
1,209人	575人	634人	593軒

年齢	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39
総数(人)	36	55	61	74	49	53	61	66
男	24	26	30	45	30	23	28	32
女	12	29	31	29	19	30	33	34

年齢	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
総数（人）	93	104	73	65	84	93	83
男	45	43	44	31	46	38	42
女	48	61	29	34	38	55	41

年齢	75～79	80～84	85以上	
総数（人）	64	50	45	
男	22	22	14	
女	42	28	31	

2. 給食、給水に関する資料

堂林	食料（アルファーマイ）	300食	堂林自治会	自治会館保管
	”（カロリーメイト）	300食	”	”
	飲料水	300本	”	”

*参考 市所有、管理 食料（アルファーマイ）9,500食 岡小学校内保管
 ” ” ”（かんぱん） 9,500食 ”

*参考 岡小グラウンドの東南場所に10,000人に3日分の飲料貯水槽有り

3. 避難地、避難所、救護所に関して

津 波

広域避難地 船越小学校及び船越堤公園
 避難対象学区：入江、浜田、船越、清水、岡

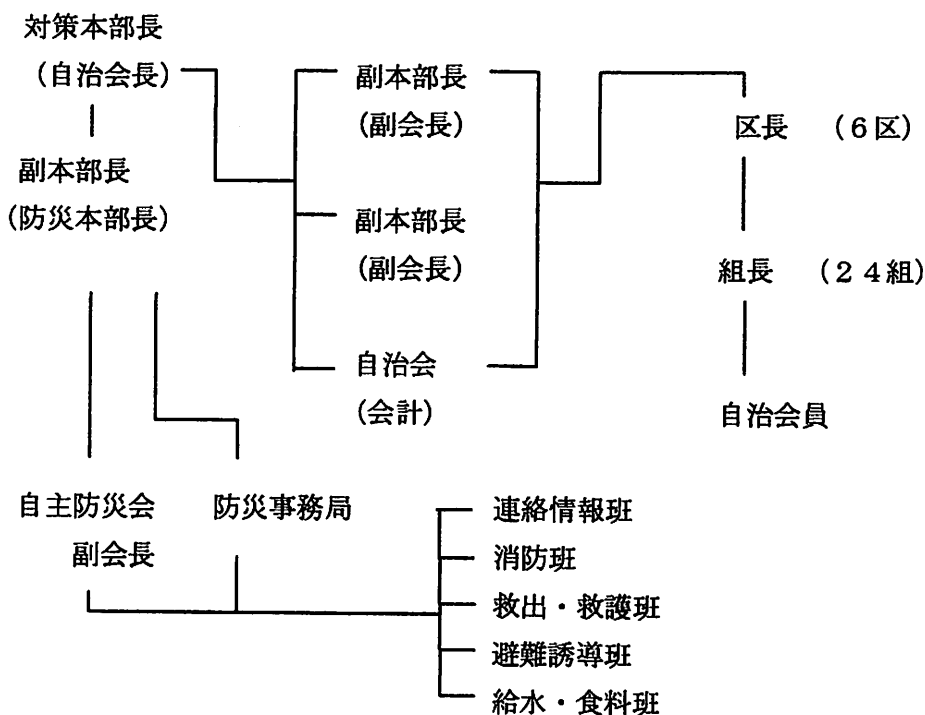
地 震

広域避難地 船越小学校、船越堤公園
 一時避難地 清水西高校・・・1, 2, 3, 4組
 第2中・・・5, 6, 7, 8, 9, 10, 11組
 一時避難地 子供広場・・・12, 13, 14, 15, 16,
 17, 18, 19, 20, 21
 22, 23, 24組

避難所 岡小（914人）、第2中（1,624人）、岡生涯学習館
 桜が丘高校、清水西高校（1,018人）

救護所 第2中、桜が丘高校
 救護病院 桜ヶ丘病院、静岡市立清水病院、清水厚生病院

4. 防災、災害対本部 組織図



5. 黄色いハンカチについて

このハンカチは、有事の際、堂林自治会員皆さんの安否確認が、迅速に出来る事を目的に配布したものです。

地震の震度は小さいが 大きな津波情報が有る場合は、黄色いハンカチを掲げることはやめ、直ちに高台に避難する事を考えて下さい。

(1) 掲げる時期

- ・地震の場合 震度5強以上の時

*震度5強：大半の人が、物につかまらなると歩く事が難しい。

：棚に有る食器類、本棚の本等で落ちる物が多くなる。

：軽い家具も倒れる物が多くなる。

- ・その他 堂林自治会より掲げる指示がされた時

- 1) 防災訓練を行う時。
- 2) 上記以外の有事が起こった時。

(2) 掲げる場所

- ・ 自宅屋外で、外より確認出来る場所。

(3) 黄色いハンカチを掲げた後のハンカチ確認者

各組の組長さん

- 1) 組長さんは、自分の組のハンカチを掲げてある家の軒数を数える。
- 2) ハンカチを掲げてない家には、安否確認の為、様子を聞く。
- 3) 様子により緊急を要する場合は、消防署等に連絡を行い救助等要請すると共に、堂林自治会館（仮対策本部）に連絡を行う。
- 4) ハンカチを掲げてある家の軒数を紙に記載し堂林自治会館（仮対策本部）に提出する。

***記載内容**

①記載年月日 ②組番号 ③記載者名 ④軒数確認終了時間

⑤組の総軒数 ⑥掲げて有る軒数

(ハンカチ確認者の件及び、確認結果記載については、組長さんへ組長会議にて自治会役員又は、防災役員より連絡しておく。)

****組長さんが留守の場合、その組の防災委員又は、堂林防災委員がこれに当る。**

(4) 黄色いハンカチの各家への配布時期

新しく堂林自治会員になり自治会三役に連絡し入会書類を提出した後。

6. 別紙内容
- 別紙 1. 一時避難場所並びに倉庫及び活動資機材装備品
 - 別紙 2. 堂林自主防災会規約
 - 別紙 3. 災害時の行動基準

別添 岡地区連合自主防災会 災害避難関連

1. 災害被災者 避難生活計画書
2. 災害対策本部組織図
3. 災害被災者 避難所自治会 会則及び組織図

別紙 1

(24年 4月10日作成)

(25年 8月 1日作成)

1. 一時避難場所並びに倉庫及び活動資材装備品

(26年 9月10日作成)

	集 合 場 所		広域避難場所
発災後の 一時避難 (地震 の場合)	第2中学校	5,6,7,8,9,10,11 組	船越小学校
	清水西高校	1,2,3,4 組	
	子供広場	12,13,14,15,16,17 18,19,20,21,22,23,24 組	船越公園

倉庫及び活動資材装備品

倉庫	構 造	数 量			区分	品 名	面 積		
		25年	26年	年			25年	26年	年
情報伝 達用具	電池メガホン	6個	6個	個	救急 用具	担 架	4台	4台	台
	小形無線機	3台	5台			救急セット	6個	6個	個
消 火 用 具	街灯用消火器	29本	29本	本	避 難 用 具	強力ライト	6個	6個	個
	消火器格納庫	29個	29個	個		標旗	24枚	24枚	枚
	バケツ	7個	7個	個		ロープ	1巻	1巻	
	砂袋					小型発電機	5台	5台	台
倉庫数 : 6個棟						手袋	2組	2組	
救 出 障 害 物 除 去 用 具	パール	4丁	4丁	丁	給 食 給 要 具	釜	3基	3基	基
	はしご	2基	2基	基		釜炊飯器	5個	5個	個
	のこぎり	4丁	4丁	丁		受水槽			
	掛 矢	3丁	3丁	丁		飲料水用タンク	11個	11個	個
	杭		10個			＊ラジオ(10月)		2台	
	スコップ	5丁	5丁	丁		テント大	7張	7張	張
	つるはし	2丁	2丁	丁		テント小	3張	3張	張
	くわ	2丁	2丁	丁		ビニールシート	20枚	20枚	枚
	なた	2丁	2丁	丁		組立式簡易トイレ	3組	3組	組
	ペンチ	1個	1個			簡易便器	4個	4個	個
	鉄線ばさみ	2丁	2丁	丁		投光器	9基	9基	基
	大ハンマー	2丁	2丁	丁		ガソリンタンク	4個	4個	個
	リヤカー	2台	2台	台		簡易ポンプ	1個	1個	個
チェーンソー	2台	2台	台	石油ストーブ	3台	3台	台		

別紙 2

2. 堂林自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、静岡市清水区堂林自主防災会（以下（本会））と言う。

(組織及び本部)

第2条 本会は、清水区堂林町内に居住する自治会の会員により組織し、本部を堂林自治会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の相互共同の精神に基く自主防災活動を行うことにより、地震風水害等（以下「地震等」と言う）の災害による会員の被害防止及び軽減を図る事を目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成する為に、次の活動を行う。

1. 防災に関する知識の普及に関する事。
2. 地震等に対する災害予防に関する事。
3. 防災訓練の実施に関する事。
4. 防災資機材等の調達及び保管管理に関する事。
5. 地震等の発災時における初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等の活動及び情報の収集、伝達に関する事。
6. 地震情報の分析と予知情報（警戒宣言）等の発令に伴う対策に関する事。
7. その他、防災に関する事。

(役員・委員・事務局・任期)

第5条 本会に役員及び委員並びに事務局を置く。

1. 会長 1名 担当役員 1名 本部長 1名
副本部長 4名 防災委員 24名 防災事務局 4名
尚、会計は副本部長の1名が兼務する。
2. 会長、担当役員、本部長、副本部長、以上を三役と言う。
3. 防災委員は、各組（24組）より選出された者がこれに当る。
4. 会長は、堂林自治会長がこれに当る。

5. 担当役員及び事務局委員は、会長より委嘱された者がこれに当る
6. 本部長、及び副本部長は、各組より選出された委員、又、会長よりの委嘱を受けた者がこれに当る。
7. 役員、委員、事務局員の任期は2年とする。但し、再任は防げない。

(役員・委員・事務局の役割)

第6条 役員及び委員の役割を次の通り定める。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
2. 担当役員、本部長は会長を補佐し、会長の事故時にはその役割を代行する。
3. 副本部長は担当役員、本部長を補佐、担当役員、本部長の事故時にはその役割を代行する。
4. 防災委員は各自の分担役割を担当する。
5. 防災事務局は防災会運営に関する企画立案と指導を担当する。

(会議)

第7条 本会の会議は、防災会とする。

(防災会)

第8条 防災会は、必要の都度本部長が召集し、以下の事項について打合せる。

1. 防災活動計画、予算に関する事。
2. その他重要な事項。

(防災活動計画)

第9条 本会は、地震等による災害の予防と災害の軽減を図る為、防災計画書を別に設ける。

(会計)

第10条 本会の経費は、堂林自治会よりの予算配賦をもって運営する。

付則

本規約は、平成26年4月1日より施行するものとする。

《災害時の行動基準》

経過時間	状況	住民個人の行動	自主防災員の活動
0.00	地震発生	地震の揺れに注意し、身を守る 素早く火元の始末 玄関を開ける	
0.01	揺れが収まった	津波の危険が予想される地域は 即 高台へ避難 火元の確認(早めにガスの元栓を閉め 電気のスイッチ・ブレーカーを切る) 火が出ても落ちついて初期消火 ・家族の安全確認 ・靴を履く 家の中も危険物でいっぱい	
0.03		・皆な無事か? 隣 近所に声をかける ・近所に火は出ていないか? 大声で知らせる 消火器を使え 漏電・ガス漏れ 余震に注意	・近所で助け合い 見つからない人はいないか? けが人はいないか? ・要援護者は大丈夫か?
0.05		ラジオや同報無線による情報確認 車で逃げるな ブロック、ガラス、がれきに注意	【対策本部】 自治会長・三役・防災本部長及び防災委員は速やかに本部を立ち上げて、町内の被害状況を把握し市、地区と情報を取りあう。 また、自治会長は、状況に応じて集合したメンバーを元に防災体制の班編成を行い、派遣する。 【消防班】 ・初期消火活動(支援)、バケツリレー、消火器等を指導する 【連絡情報班】 ・消防班と協力して消防署(119番)へ通報、指示に従う 【救出・援護班】 ・救出・救助活動(支援) ・負傷者の応急救護、救護所への搬送 ・要援護者の避難支援 【連絡情報班】 ・救出・救護班と協力して地域事業所等の協力を得る
0.1 ~数時間	火災発見 家屋の倒壊発見	・皆で消火活動 ・皆で救出活動	
~数日	避難生活	* 火災、家屋の倒壊等危険が ・自主防災組織に協力して 秩序ある避難生活を行う * 留意点 ・壊れた家屋には立ち入らな ・助け合う(互助)精神を持つ	済み次第、又は無かった場合は、決められた一時避難所へ集合し安否確認を行う(組長、防災委員) * 対策本部の指示の元に各班連携して自らの役割を遂行する 【連絡情報班】・ 市、地区との情報交換、協力して避難所運営に当る 【救出・援護班】・二次災害(危険)箇所の再確認と指導を行う 【給水・食料班】・給水・炊出し、物資の配分を行う

《 **黄色いハンカチ** 》
震災発生後 遅くとも
1時間位を目途に 自宅外に掲げる

災害被災者

1. 避難生活計画書

清水区 岡地区連合自主防災会

策定の目的

東海地震の発生が危惧され、警戒宣言の発令に伴う緊急避難者の収容及び、大規模災害の発生により多数の被災者が発生した場合を想定し、避難生活基本計画を策定して、地区指定の避難場所（屋内6か所、屋外6か所）での秩序と治安維持。被災者のニーズ（要望、本音）を聞き出して、行政に対応させる（提供させる）ことを目的とする。

すべての計画の中に、災害弱者に対する思いやりを加味すること。

被災後のサイクル

A. 緊急避難の期間（1～3日） 警戒避難と被災避難

1. 救助、救命最優先。 地域内住民、人員の確認（安否、被災状況の確認）
2. 避難空間（場所）の確保、安全の確保
3. 食料、飲料水の確保、トイレの設置
4. 情報の収集と報告、行政からの情報の被災者への提供
5. 施設の使用区分の明確化、施設の管理者、行政との協働

* 最悪の場合のインフラ機能の復旧予定日数（概ね）

電気 約5日、水道 2週間、電話 1週間、都市ガス 1か月

B. 避難所自治組織結成、運営期間（1週間～3週間）

1. 生きていく為の行政からの支援要請
2. 安全の確保
3. 収容者の把握（名簿の作成）
4. 集団生活における役割分担の設定、避難所自治会組織図の策定
5. 物資の確保、集中管理、公平な分配
6. 健康管理。高齢者、弱者の介護
7. 人間関係の調整、プライバシーの保護
8. 居住関係の整備（掃除、ごみ、トイレ、防疫）
9. 行政などからの情報の提供
10. 災害支援のボランティアとの調整

C. 安定期（被災後1か月以降）

被災者の自立、集団生活から個々に（被災者住宅等に移る）

基本計画

A. 生活の期間

警戒宣言発令から避難生活解消まで

B. 避難生活対象者

避難対象地区居住者及び、地区外の者でも住居の耐震性が乏しく、且つ付近に安全な場所が確保出来ない者

C. 生活の方法

原則として屋外避難生活とする。

1. 屋外避難生活

- イ. 行政の指定する避難地（物資の配給等に混乱を生じさせない為）
- ロ. 自主防災組織、市及び各家庭で用意しているテント、車、毛布、寝袋、備蓄食料その他による避難生活
- ハ. 自治会ごとにスペースを区割りする。
- ニ. 生活の活動主体は、避難所自治会とする。（自治会の設置）
- ホ. 避難所の管理主体は、市及び学校とし、連合自治会、自主防災会、ボランティアによる協力体制により円滑な運営を行う。
- ヘ. 公共スペース、臨時ヘリポート等への立入禁止区域の設定と厳守

2. 屋内避難生活

- イ. 行政の指定する避難地にある建物
- ロ. 収容者は、原則として災害弱者（寝たきり老人及び身障者等自力で避難生活をすることが困難な者を対象とする）
 - * 発災後は、健康状況により要援護者等避難施設へ移動させる。
- ハ. 建物使用順位を決める、（耐震強度を有する建物） 体育館、武道場等
- ニ. 建物使用可否区分の確定と明示（避難生活スペース、相談所、救援物資等集積所 共有部分、使用禁止部分）

- ホ. 避難生活スペース区部図の作成 (一人概ね3平方米)
- ヘ. 行政及び各家庭で用意している毛布、備蓄食料その他による避難生活
- ト. 生活の活動主体は、避難所自治会(自治会設置前は連合自治会)
- チ. 避難所の管理主体は、学校及び市とし、連合自治会、自主防災会及びボランティアによる協力体制により円滑な運営を行う。

3. 縁故避難

親戚、友人知人などが助け合う事が前提の避難、この場合、原則として行政等の対応を必要としない。

D. 資機材等の準備(ライフライン等の機能障害を想定)

- | | | |
|-------------|---|--------------------------|
| 1. 電 | 気 | 発電機、照明器具等の準備 |
| 2. 水 | | 湧水機の使用及び水源の確認 |
| 3. 都市ガス | | プロパンガス、卓上コンロ等の代替燃料の確保、準備 |
| 4. 電話 | | NTT特設電話の設置準備(地区防災センター) |
| 5. トイレ | | 仮設トイレの用意、簡易トイレの組み立て |
| 6. 燃料 | | ガソリン、炊飯用薪、ガスボンベ等の確保 |
| 7. プライバシー保護 | | 間仕切り用資材の調達 |
| 8. 備蓄資機材の搬送 | | リヤカー等運搬手段の確保 |

E. 避難所の管理、運営に関する基本事項

1. 自治会(町内会)ごとの避難者台帳の作成
2. 避難所内マップの作成(避難者の居場所確認用、施設利用案内用)
3. 情報の収集及び伝達の徹底(情報の一元化)
4. 行政による、困りごと等の相談所の開設
5. 協議会の設置。
学校等施設管理者、市派遣の地区担当職員、連合自治会、自主防災会、避難所自治会の各代表者及びボランティア代表者による管理、運営等に関する協議(毎日実施、同一時間、同一場所で行うべく設定)
6. 避難所自治会の設置、
自治会長等の選出、業務担当役員(班長)の選出、規約の取決め、
7. 避難所生活業務マニュアルを作成し、業務の役割分担が避難者のみに偏らない様留意しなければならない、その為に組織の名称及び業務の統一化と各自治会役員、単位自主防災会の全役員が協力して、円滑なる避難所生活運営を図る。

業務担当表

*この業務担当表のなかの自主防災組織とは、連合自治会を主体とした地区全ての部、会と住民自治会員を統括したものである。

- イ. 情報班（自主防災組織の中で情報を担当する者）
 - a. 各種情報の提供（災害警戒本部、災害対策本部等からの情報）
 - b. 避難所の治安維持（警察への協力）
 - c. 苦情、要求の処理
 - d. 安否情報の提供、収集
 - e. 点灯、消灯（生活時間の管理）
 - f. 電話、面会者の取り次ぎ
 - g. 被災地区の点検、危険箇所の広報
 - h. その他の情報収集、伝達業務に関する事項

- ロ. 救助、消火班（自主防災組織の中で消火、救助及び避難誘導を担当する者）
 - a. 可搬ポンプ等を用いて初期消火又は、火災の警戒にあたる。
 - b. 倒壊家屋等からの救出活動にあたる。
 - c. 避難誘導にあたる。
 - d. 消火、救助又は避難誘導に関する消防機関等への応援活動の実施
 - e. 壊れた家屋等の補修協力

- ハ. 救護班（自主防災組織の中で救護を担当する者、保健委員等）
 - a. 急病人、けが人の手当てと、病院搬送の手配
 - b. 高齢者の相談ごとの相手
 - c. 高齢者、身障者の介護
 - d. 乳幼児の世話
 - e. その他静岡市医療救護対策室の業務応援に関する事。

- ニ. 給水班（自主防災組織の中で給水等を担当する者）
 - a. 飲料水の確保
 - b. プール、貯水槽等の水の管理
 - c. 給水の手配、及び給水活動
 - d. 給水場所、器具の清掃管理、整理整頓
 - e. 湯沸かし
 - f. 入浴管理
 - g. その他水道局災害対策本部の業務応援に関する事

ホ. 炊き出し班（自主防災組織の中で給食等を担当する者、自治会婦人部等）

- a. 食料の確保と手配
- b. 炊き出しの業務
- c. 食卓の給付
- d. その他静岡県災害警戒「災害対策」本部・食糧班等の業務応援に関する事

ヘ. 清掃班（自主防災組織の中で清掃等を担当する者）

- a. 清掃の指揮
- b. 駐輪場、駐車場等の整理整頓
- c. 防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置準備を行う。
- d. トイレの消毒液の交換
- e. 生ゴミ、その他のゴミ処理場所の指定と管理
- f. 被災後の障害物等の除去
- g. その他静岡県災害警戒「災害対策」本部・清掃管理班の業務応援に関する事

ト. 救援物資班（自主防災組織の中で生活物資の配布等を担当する者）

- a. 救援物資の管理、給付
- b. 救援物資の搬送
- c. その他静岡県災害警戒「災害対策」本部・援護班の業務応援に関する事

チ. ボランティア班

- a. ボランティアの要請
- b. ボランティア対応
- c. その他静岡県災害警戒「災害対策」本部のボランティアに関する業務の応援に関する事

リ. その他避難地、避難場所の特性に応じた班を、必要に応じ適宜編成する。

F. 学校等の避難地の解消

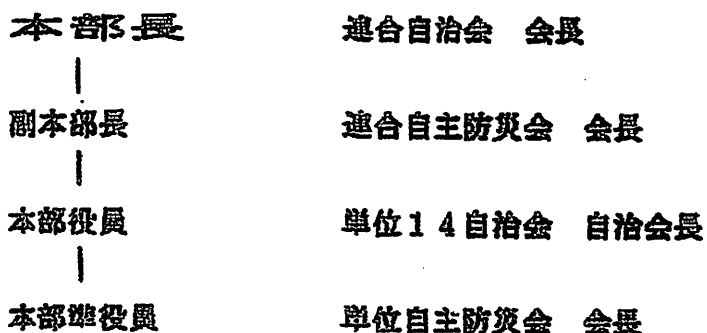
教育等の再開に向けて、学校施設での避難所生活は、出来るだけ速やかに統廃合を行う。

岡地区連合自治会

(警戒宣言発令時) 防災対策本部
(大規模災害発生後) 災害対策本部とする

2. 災害対策本部 組織図

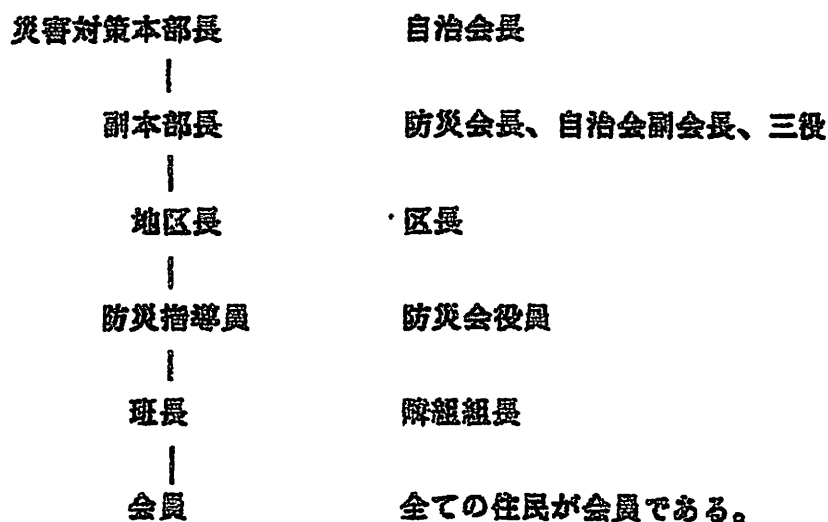
岡地区対策本部



災害対策本部の規模により単位自治会の副会長、単位自主防の副会長を招集しその任に当てる。

注 役員全てがそれぞれの自治会（町内会）の役員であり自治会単位の対策本部の本部長を兼務するので、各会の協力、調整が必要不可欠。

自治会単位対策本部（または支部） 名称は固執せず



3. 災害被災者 避難所自治会 会則及び組織図

(1) 会則

(名 称)

第1条 本会は、(災害名) 岡地区 避難所、臨時自治会 (以下「本会」と言う。

(会の構成及び本部、支部)

第2条 本会は、岡地区 避難所に避難をしている人達をもって構成し、本部を地区災害対策本部に置き、支部を各避難所ごとに置く。

(目 的)

第3条 本会の結成目的は、避難場所での秩序と治安維持、被災者のニーズの集約と行政への支援要請。行政からの情報の整理、伝達その他避難生活に必要な事項の検討と対策を図る為

(会の結成、及び解散)

第4条 本会の結成は発災後2～3日が経過し、避難生活に落ち着きが出来、被災避難者が定着した時期に結成される。

本会の解散は、避難所としての機能が終了したときとする。

(入会、及び退会)

第5条 本会への入会、並びに退会は次のとおりとする。

1. 入会は、大規模災害によって家屋の損壊、損傷が激しく居住に耐えない等々の理由を問わず避難してきた全ての人が対象
2. 事前避難、発災後、何等かの理由で、静岡市指定の避難所(屋内、外)に生活の場を求めた者
3. 一定期間が経過し、それぞれが自立又は仮設住宅に入居が決まった者、及び、避難所の統合等により避難所が縮小、その他の理由により閉ざされる時は全員が退会する。

(役員、及び役員を選出、任期)

第6条 本会には、次の役員を置く

会長 1名、 副会長 2名、 評議員 若干名、 会計は原則として不要、
(支部が出来た時) 支部長 1名、 副支部長 2名、 班長 必要数名
役員を選出は、避難者の互選によりこれを定め、任期は必要な期間とする。

(役員の任務)

第7条 役員の任務を次とする。

1. 会長は避難入所者を統括し、避難者のニーズの代弁者として運営会議に出席し、行政との連絡役となる。
2. 副会長は会長を補佐し、避難者との調整役となる。
3. 避難場所が複数の場合、それぞれに自治会を結成するか、又はその規模により支部を置く。支部設置の場合にはそれぞれに支部長、副支部長を置き、自治会本部傘下に属し、支部統括、運営にあたる。任務は会長、副会長と同様とする。
4. 評議員は、避難所入所者の中から適任と思われる人を適宜選任する。
5. 班長は、入所者の中から行動力のある者を選任し、避難所計画の中の業務分担事項を行う。災害対策本部、自主防災組織、災害ボランティアと連携しながら、避難所の円滑なる運営に寄与するものとする。

(運営協議会、運営会議)

第8条 避難所の管理、運営を円滑に行う為、協議会を設置し、運営会議を行う。

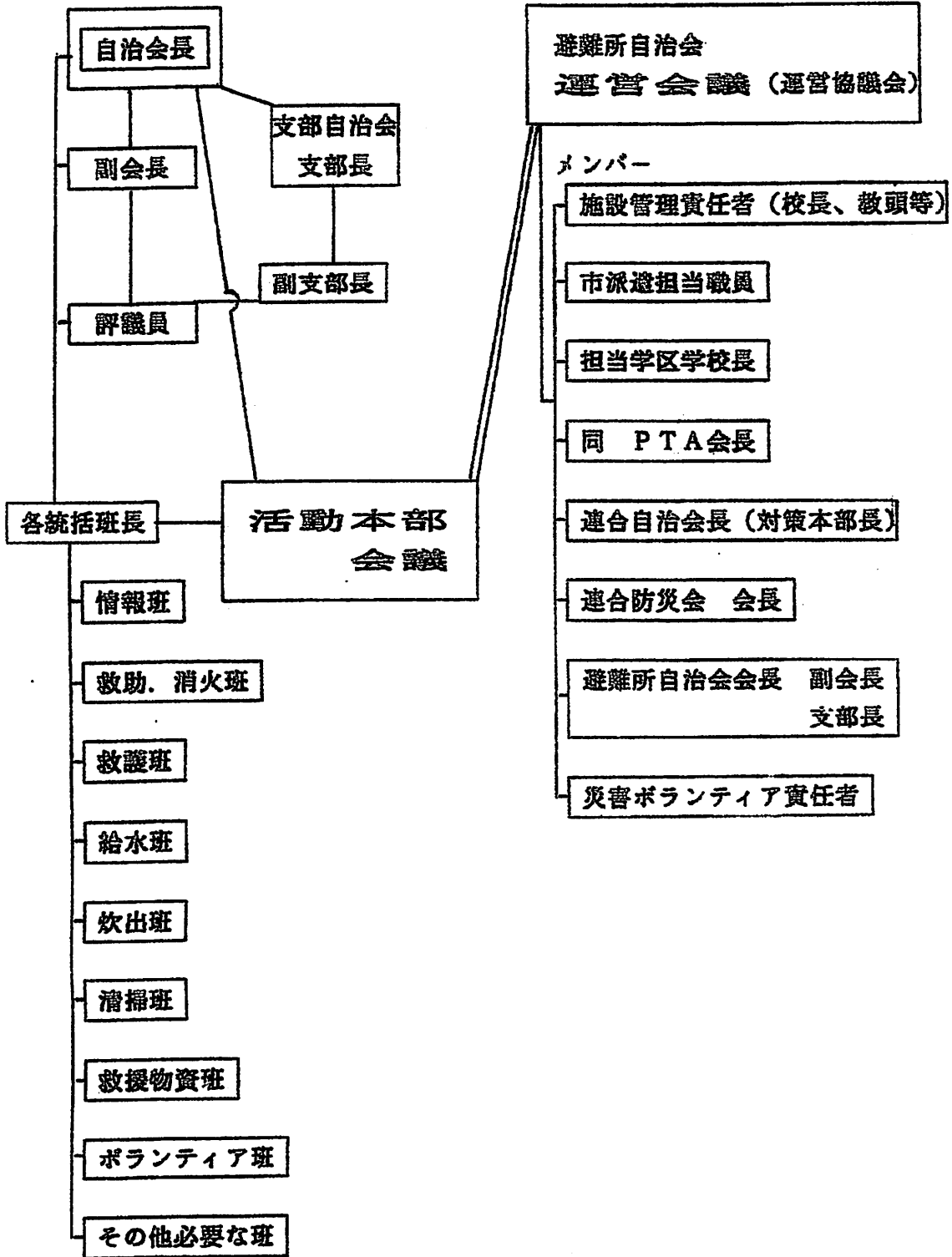
1. 会のメンバーは、学校等施設管理者、行政の地区担当者、連合自治会（対策本部）、連合自主防災会、避難所自治会、ボランティアの各代表者、それに準ずる者とする。
2. 会の開催は、毎日実施、同一時間、同一場所で行う。

(雑則)

第9条 上記、定め無き事項に疑義が生じた時は、会議を以てこれを定める。

避難所自治会

(2) 自治会組織図



防災、災害対策本部

組織図

